

規則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年十月二十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第七十一号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和四十二年埼玉県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の次に次の三条を加える。

（一時保護委託者登録申請書）

第二十三条の二 法第三十四条の二十二第一項に規定する申請書の様式は、様式第三十九号の二十一のとおりとする。

（登録一時保護委託者登録事項変更の届出）

第二十三条の三 法第三十四条の二十三の規定による変更の届出は、様式第三十九号の二十二の登録一時保護委託者登録事項変更届出書により行うものとする。

（登録一時保護委託者登録消除の申出）

第二十三条の四 規則第三十六条の五十一の規定による登録の消除の申出は、様式第三十九号の二十三の登録一時保護委託者登録消除申出書により行うものとする。

様式第三十九号の二十の次に次の三様式を加える。

様式第 3 9 号の 2 1 (第 2 3 条の 2 関係)

一時保護委託者登録申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

申請者 住所

氏名

〔法人にあつては、その名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地〕

児童福祉法第 3 4 条の 2 2 第 1 項の規定により、一時保護委託者の登録を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 職員の定数

2 職務の内容

3 一時保護を行う施設

名称	
所在地	
電話番号	
電子メールアドレス	
主な職員	

※ 一時保護を行う施設が複数ある場合は、記載欄を適宜追加すること。

4 登録希望日 年 月 日

5 添付資料

- (1) 申請者が個人の場合は、戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）及び住民票の写し
- (2) 申請者が法人の場合は、登記事項証明書及び定款その他の基本約款
- (3) 一時保護を行う施設の主な職員の経歴書
- (4) 一時保護を行う施設の平面図
- (5) 児童福祉法施行条例第 1 4 8 条の 5 から第 1 4 8 条の 2 6 までに規定する一時保護委託者の登録等に関する基準に適合していることを証する書類

様式第 39 号の 22 (第 23 条の 3 関係)
登録一時保護委託者登録事項変更届出書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

届出者 登録番号

住 所

氏 名

〔法人にあつては、その名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地〕

児童福祉法第 34 条の 22 第 1 項の規定により登録申請をした事項を変更
するため、同法第 34 条の 23 の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 変更年月日 年 月 日

2 変更の内容

項目		変更前	変更後
登録一時保護委託者 (個人)	住所		
	氏名		
登録一時保護委託者 (法人)	名称		
	代表者氏名		
	主たる事務所の 所在地		
職員の定数			
職務の内容			
一時保護 を行う施 設	名称		
	所在地		
	電話番号		
	電子メールアドレス		
主な職員			
定款その他の基本約款の変更		有 ・ 無	
児童福祉法施行条例第 148 条の 5 から第 148 条の 26 までに規定す る一時保護委託者の登録等に関する 基準（以下「基準」という。）に係 る変更事項			

※ 一時保護を行う施設が複数ある場合は、記載欄を適宜追加すること。

3 変更の理由

- 注 1 太枠内については、変更する事項のみを記載すること。
- 注 2 個人の登録一時保護委託者の住所又は氏名を変更するときは、変更後に戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）及び住民票の写しを速やかに提出すること。
- 注 3 法人である登録一時保護委託者の名称、代表者氏名又は主たる事務所の所在地を変更するときは、変更後に登記事項証明書を速やかに提出すること。
- 注 4 一時保護を行う施設の主な職員を変更するときは、当該職員の経歴書を添付すること。
- 注 5 一時保護を行う施設の構造を変更するときは、当該施設の平面図を添付すること。
- 注 6 定款その他の基本約款を変更するときは、変更後に定款その他の基本約款を速やかに提出すること。
- 注 7 基準に係る事項を変更するときは、当該変更事項が基準に適合していることを証する書類を添付すること。

様式第 39 号の 23（第 23 条の 4 関係）

登録一時保護委託者登録消除申出書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

申出者 登録番号

住 所

氏 名

〔法人にあつては、その名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地〕

児童福祉法施行規則第 36 条の 51 の規定に基づき、登録一時保護委託者の登録の消除を申し出ます。

（消除の申出の理由）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。